

東京学芸大学附属幼稚園小金井園舎園則の一部改正について

改正理由：東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部改正及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(休業日)</p> <p>第8条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p>(3) 開園記念日 7月4日</p> <p>(4) 夏季休業日として園長が定める日</p> <p>(5) 冬季休業日として園長が定める日</p> <p>(6) 春季休業日として園長が定める日</p> <p>2 園長は、前項に規定するもののほか、保育上必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>3 非常変災その他急迫の事情があるときは、園長は、臨時に保育を行わないことができる。</p> <p>(報告義務)</p> <p>第9条 園長は、前条第2項及び第3項の規定により休業日の変更等を行ったときは、<u>運営部長を通じて学長に報告しなければならない。</u></p> <p>第10条 〔省略〕</p> <p>第4章 入園，編入園及び転入園 (入園時期)</p> <p>第11条 入園の時期は、学年の始めとする。ただし、<u>第16条</u>に規定するものについては、この限りではない。</p> <p>第12条～第16条 〔省略〕</p> <p>第5章 教育課程及び教育週数</p> <p>第17条 〔省略〕</p> <p>第6章 修了</p> <p>第18条 〔省略〕</p> <p>第7章 休園，出席停止，転園及び退園</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(休業日)</p> <p>第8条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p>(3) 開園記念日 7月4日</p> <p>(4) 夏季休業日として園長が定める日</p> <p>(5) 冬季休業日として園長が定める日</p> <p>(6) 春季休業日として園長が定める日</p> <p>2 園長は、前項に規定するもののほか、保育上必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>3 非常変災その他急迫の事情があるときは、園長は、臨時に保育を行わないことができる。</p> <p>(報告義務)</p> <p>第8条の2 園長は、前条第2項及び第3項の規定により休業日の変更等を行ったときは、<u>学長に報告しなければならない。</u></p> <p>第9条 〔省略〕</p> <p>第4章 入園，編入園及び転入園 (入園時期)</p> <p>第10条 入園の時期は、学年の始めとする。ただし、<u>第15条</u>に規定するものについては、この限りではない。</p> <p>第11条～第15条 〔省略〕</p> <p>第5章 教育課程及び教育週数</p> <p>第16条 〔省略〕</p> <p>第6章 修了</p> <p>第17条 〔省略〕</p> <p>第7章 休園，出席停止，転園及び退園</p>

第19条・第20条 〔省略〕

(出席停止)

第21条 園長は、幼児が学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に該当するときは、当該規定により出席を停止させることができる。

2 園長は、前項の措置を行ったときは、その状況を速やかに運営部長を通じて学長に報告しなければならない。

第22条・第23条 〔省略〕

第8章 表彰

第24条 〔省略〕

第9章 検定料、入園料及び保育料

第25条～第28条 〔省略〕

第10章 雑則

第29条 〔省略〕

〔省略〕

附 則

この園則は、令和6年4月1日から施行する。

第18条・第19条 〔省略〕

(出席停止)

第20条 園長は、幼児が学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に該当するときは、当該規定により出席を停止させることができる。

2 園長は、前項の措置を行ったときは、その状況を速やかに学長に報告しなければならない。

第21条・第22条 〔省略〕

第8章 表彰

第23条 〔省略〕

第9章 検定料、入園料及び保育料

第24条～第27条 〔省略〕

第10章 雑則

第28条 〔省略〕

〔省略〕